

****法学部・法律学科****

2018年度生用

明治学院大学履修要項
～履修の方法を知るために～

2020
Meiji Gakuin University

履修の手引きは、別掲示のファイルをご覧ください。

入学時に配布した要項を基本として、その後変更があった部分を中心に

掲載しています。

明治学院共通科目
(グローバル法学科以外)

人材養成上の目的・教育目標

明治学院共通科目の主たる開講責任を負う教養教育センターは、明治学院大学の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、明治学院大学の教養教育の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

明治学院共通科目による教養教育は、世界に生起する諸問題について、他者との共生をめざし柔軟かつ誠実に対処することのできる市民的教養を有する人材の養成を目的とする。そしてその実現のために、言語系科目と諸領域科目の教育が連携し、多様な思考力と表現力を養成するための総合的な教育を推進する。

言語系科目の教育においては、コミュニケーション能力の向上と言語を育んできた自他の文化への理解を深め、自律的な学修態度を身につけることを教育目標とする。また、諸領域科目の教育においては、専門的知見の修得を通して、問題を的確に理解するための読解力や分析力、問題解決のための多面的な思考力を身につけることを教育目標とする。

期待される学修成果

教養教育センターは、明治学院大学の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成する。学生は、明治学院共通科目を順次的・体系的に学修し、所定の単位を修得することにより、次の態度、知識、能力を身につけることが期待できる。

- 1 建学の精神を理解し、多様な価値観を尊重しつつ社会参加を通して他者への貢献を志向する態度
- 2 幅広い学問分野の基礎知識を有し、現代社会が抱える諸問題に対して多面的に捉え、的確に価値の判断を行う能力
- 3 自ら発見した課題について、幅広い知見に基づいて、その解決策を適正かつ明確に提示する能力
- 4 他者とのコミュニケーションに必要な能力を身につけ、生涯にわたってそれを伸展させるための自律的学修をつづける態度

教育課程の編成及び実施に関する方針

教養教育センターは、明治学院大学の「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づき、教養教育センターの定める「人材養成上の目的・教育目標」に沿って、「教育課程の編成及び実施に関する方針」を次のとおり定める。

明治学院共通科目を、コア科目・言語系科目群・人文科学系科目群・社会科学系科目群・自然科学系科目群・情報処理系科目群・健康・スポーツ科学系科目群・総合教育系科目群の各群により構成する。効率的な教育効果を期待して、コア科目に加え、基礎・応用・発展のレベルを設定することにより、順次的・体系的な学修を促進できるように科目を編成する。

(1) コア科目

建学の精神を理解し、他者への貢献を実現するために必要な知見の獲得を目指して、下記の科目を開講する。
必修科目：「リト教の基礎」を1年次に配当する。

(2) 言語系科目群

英語によるコミュニケーション能力の向上、初習語における基礎的運用能力の育成を目指して、下記の科目を開講する。

必修科目：「英語コミュニケーション」を1年次に配当する。

留学生には、「日本語」科目を配当する。

選択必修：フランス語、ドイツ語、スペイン語、シリア語、中国語、韓国語を選択言語科目として配当する。

留学生は、日本語以外の言語、もしくは、「日本語研究」を選択必修とする。

*「日本語研究」を選択必修とするのは、法律学科・消費情報環境法学科・政治学科のみ。

自由選択：英語のオーラー(聞く・話す)に加え、リテラシー(読む・書く)強化を目指して、「英語研究」を開講する。

初習語学修の進展を目指して、必修科目として選択した初習語のインテンシブクラスとして各言語の「演

習」を開講する。また、上記の選択必修科目に加えて、イタリア語・アラビア語・タイ語の学修を目的とした「基礎」を開講する。

初習語によるコミュニケーション能力の養成のため、「(初習)語研究」を開講する。

(3) 情報処理系科目群

選択必修：「コンピュータリテラシー」を1年次に配当する。

自由選択：「コンピュータリテラシー研究」、「情報科学」を開講する。

(4) 諸領域科目群

明治学院共通科目的期待される学修成果に示した1~4について、幅広い学問分野における知識と正確な判断力を涵養するため、「人文科学系科目」、「社会科学系科目」、「自然科学系科目」、「健康・スポーツ科学系科目」、「総合教育系科目」の各分野・領域において諸科目を開講する。各授業科目には、個別の授業テーマが提示される。

[履修上の注意]

- ①A・Bあるいは1～6はそれぞれ独立した科目である。なお、原則としてA・Bは、同一曜時限の同一担当者のクラスを履修することとし、同一曜時限に複数クラスが開講されている場合にも、いずれか1クラスを定めて履修するものとする。
- ②以下の表の配当年次とは、その科目を履修できる下限の年次を示したものである。1年次配当科目とは、1年次以上の学生が履修できることを意味している。
- ③特に指示がある科目を除き、同一科目が異なる曜時限に複数開講されている場合でも、履修できるのは1つだけである。
(例：「キリスト教の思想と文化1」が月曜1限と月曜2限に開講されている場合、履修できるのは片方のみ)
- ④修得可能な単位数は、学科ごとに定められている。『履修要項』での説明を参照すること。
- ⑤履修可能なクラスの開講学期等については、Port Hepburnの開講科目情報 時間割表で、各自が所属する学科・入学年度の時間割表を参照すること。
- ⑥学生は自身の興味関心にしたがって所定のルールの範囲内で自由に履修することができるが、関連する科目を有機的に履修することにより、学修の幅をもたせることができる。その理想的な「モデル」として各テーマに沿った「仮想コース」(「アジア地域研究入門コース」・「Do for Others とボランティア・市民活動コース」・「多文化共生コース」・「持続可能な社会コース」)が設定されている。なお詳細は教養教育センターホームページを参照すること。

[科目ナンバリングについて]

明治学院共通科目には科目ナンバリングが付番される。その意味は下記のとおりとなる。

MG	+	●●●	+	<u>1 ~ 3</u>	+	<u>0 ~ 9</u>	+	<u>1 ~ 9</u>
固有記号	科目群の略称 (アルファベット3文字)	科目的レベル (百の位)		科目群内の連続番号 (十の位以下)				

科目的レベルについては、以下のとおりである。

1 : 基礎 2 : 応用 3: 発展

レベル2以上の科目を履修する場合は、その下位レベルの科目を履修または単位修得していることが望ましい。

科目例 : MGCHR101 キリスト教の基礎 A

MG + CHR + 1 + 01 + キリスト教の基礎 A
固有記号 科目群の略称 レベル 連続番号 科目名

[必修科目]

必修および選択必修科目。以下の科目 1~3 について、それぞれ所定の単位を修得すること。

1. [コア科目]

全学必修のキリスト教関連科目。A・Bそれぞれ2単位、計4単位を修得しなければならない。

ナンバリング	科目名	レベル	単位数	配当年次
MGCHR 101~102	キリスト教の基礎 A・B	1	各 2	1 年次

2. [言語系科目]

必修である英語科目と選択必修の初習語科目。

- ・英語科目については、「英語コミュニケーション」 1A・B、2A・Bそれぞれ各1単位、計4単位を修得しなければならない。
- ・初習語とは、フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語をいう。可能な限り1年次での履修と単位修得が望ましい。
- ・「日本語」 1A・B、2A・Bは留学生のための必修外国語科目であり、一般学生は履修することができない。
- ・原則として、入学時に選択した「初習語」は他の言語へ変更することはできない。ただし、特別の事情があり、オリエンテーション期間に申し出た者については、科目責任者が判断する。
- ・「英語コミュニケーション」 1A・B、2A・B以外の外国語単位修得要件は各学科によって異なるため、下記のように自分の所属する学科の外国語単位修得要件のとおりに履修すること。

<法律学科の外国語単位修得要件>

必修科目の1年次配当科目より

- ・必修科目として、「英語コミュニケーション」 1A・B、2A・B 4 単位
- ・フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語の中から 1 言語を選択し、選択必修科目として「○○語」 1A・B、2A・B 4 単位
- ・加えて選択科目の 2 年次配当科目の
「英語研究」 1A・B、2A・B の中から 4 単位、もしくは 1 年次に選択した英語以外の言語と同一の「○○語研究」 1A・B、2A・B の中から 4 単位

計 12 単位が外国語の必修となる。

*留学生は入学年度を問わず「日本語」 1A・B、2A・B 4 単位を必修とし、さらに日本語以外の「初習語」 1A・B、2A・B (同一言語) もしくは「日本語研究」 1A・B、2A・B、3A・B から4単位を必修とする。

<消費情報環境法学科の外国語単位修得要件>

必修科目の1年次配当科目より

「英語コミュニケーション」 1A・B、2A・B 4 单位

加えて

フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語の中から 1 言語を選択した「○○語」 1A・B、2A・B 4 単位

計 8 単位が必修となる。

*留学生は入学年度を問わず「日本語」1A・B、2A・B 4単位を必修とし、さらに日本語以外の「初習語」1A・B、2A・B（同一言語）もしくは「日本語研究」1A・B、2A・B、3A・Bから4単位を必修とする。

<政治学科の外国語単位修得要件>

必修科目の1年次配当科目より

「英語コミュニケーション」1A・B、2A・B 4 単位

加えて

フランス語・中国語・ドイツ語・スペイン語・ロシア語・韓国語の中から 1 言語を選択した「○○語」1A・B、2A・B 4 単位計 8 単位が必修となる。

*留学生は入学年度を問わず「日本語」1A・B、2A・B 4単位を必修とし、さらに日本語以外の「初習語」1A・B、2A・B（同一言語）もしくは「日本語研究」1A・B、2A・B、3A・Bから4単位を必修とする。

言語系必修・選択必修科目

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGENG	101～104	英語コミュニケーション 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次
MGFRE	101～104	フランス語 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次
MGCHN	101～104	中国語 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次
MGGER	101～104	ドイツ語 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次
MGSPN	101～104	スペイン語 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次
MGRUS	101～104	ロシア語 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次
MGKOR	101～104	韓国語 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次
MGJPN	101～104	日本語 1A・1B・2A・2B	1	各 1	1 年次

・英語以外の言語について、大学入学以前に既に学習している言語を選択する際には必ず教務課窓口に相談すること。

・相談の結果、許可された者は上記の言語 1A・1B・2A・2B ではなく、3A・3B・4A・4B を選択必修科目として履修することになる。

・法律学科において 1 年次に 3A・3B・4A・4B を選択必修科目として履修した者は、2 年次に「○○語研究」3A・3B・4A・4B から 4 単位を修得することが必要になる。

3. [情報処理系科目]

法律学科、政治学科におけるコンピュータに関する選択必修科目。

・「コンピュータリテラシー1」は入門クラス、「コンピュータリテラシー2」は初級クラスである。学生は、自らの習熟度を判断して1または2を選択し、2単位を修得しなければならない。なお、それぞれの授業内容については、シラバスを参照すること。

・入学時に中級以上の技能を有する学生については、情報処理系科目群「コンピュータリテラシー研究」1A・1B・2A・2Bから2単位を修得することにより、必修の2単位に振り替えることができる。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGCOM	101～102	コンピュータリテラシー 1・2	1	各 2	1 年次

※消費情報環境法学科生は履修できない。

[選択科目]

以下の諸科目から自由に選択して履修することができる。多様な科目を選択してもよいし、同一分野の科目を集中的に選択してもよい。学生それぞれの関心に即して履修計画を立てることが可能である。

- 各科目ごとの内容は、シラバスに（授業テーマを付して）公表される。履修に際してはそれらを参照すること。
- 履修者数が制限があるので、履修希望者はシラバスを参照すること。

1. [言語系科目群]

※A・Bは独立した科目であるが、可能な限り同一曜時限の同一担当者のクラスを履修することとし、同一曜時限に複数クラスが開講されている場合にも、いずれか1クラスを定めて履修するものとする。

「○○語演習」

- 必修科目として選択した初習語と同じ言語について、コミュニケーション力向上を目指す。
- この科目の単位修得をもって、初習語必修単位に振り替えることはできない。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGFRE	111～112	フランス語演習初級 A・B	1	各 1	1 年次
	221～222	フランス語演習中級 A・B	2	各 1	1 年次
MGCHN	111～112	中国語演習初級 A・B	1	各 1	1 年次
	221～222	中国語演習中級 A・B	2	各 1	1 年次
MGGER	111～112	ドイツ語演習初級 A・B	1	各 1	1 年次
	221～222	ドイツ語演習中級 A・B	2	各 1	1 年次
MGSPN	111～112	スペイン語演習初級 A・B	1	各 1	1 年次
	221～222	スペイン語演習中級 A・B	2	各 1	1 年次
MGKOR	111～112	韓国語演習初級 A・B	1	各 1	1 年次
	221～222	韓国語演習中級 A・B	2	各 1	1 年次

「○○語研究」・「○○語特別研究」

- 英語および必修科目で選択した初習語について、次年度以降も学修を継続することを希望する学生のためのインセプトクラスである。「○○語研究」1A・B、2A・B、3A・Bは2年次から、「○○語研究」4A・Bは3年次以上から履修が可能となる。いずれも各学期2単位科目である。
- 履修に際し一定の語学力が必要とされるため、「英語コミュニケーション」1A・B、2A・Bの計4単位を未修得の者が、以下の「英語研究」を履修することは望ましくない。また、「英語コミュニケーション」が必修ではない学生が履修を希望する場合は、初回の授業に必ず出席して履修許可を得ることが必要である。
- 必修科目で選択した「初習語」1A・B、2A・Bの計4単位を未修得の者が、以下の「○○語研究」を履修することは望ましくない。
- 「英語特別研究」A・Bは、1年次で「英語コミュニケーション」に加えてリテラシー（読み・書き）を強化することを希望する学生のためのインセプトクラスである（英文学科、国際学科、国際キャリア学科を除く）。
- これらの科目の単位修得をもって、初習語必修単位に振り替えることはできない。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGENG	201～202	英語特別研究 A・B	2	各 2	1 年次
	211～216	英語研究 1A・1B・2A・2B・3A・3B	2	各 2	2 年次

MGFRE	211～214	フランス語研究 1A・1B・2A・2B	2	各 2	2 年次
	315～316	フランス語研究 3A・3B	3	各 2	2 年次
	317～318	フランス語研究 4A・4B	3	各 2	3 年次
MGCHN	211～214	中国語研究 1A・1B・2A・2B	2	各 2	2 年次
	315～316	中国語研究 3A・3B	3	各 2	2 年次
	317～318	中国語研究 4A・4B	3	各 2	3 年次
MGGER	211～214	ドイツ語研究 1A・1B・2A・2B	2	各 2	2 年次
	315～316	ドイツ語研究 3A・3B	3	各 2	2 年次
	317～318	ドイツ語研究 4A・4B	3	各 2	3 年次
MGSPN	211～214	スペイン語研究 1A・1B・2A・2B	2	各 2	2 年次
	315～316	スペイン語研究 3A・3B	3	各 2	2 年次
	317～318	スペイン語研究 4A・4B	3	各 2	3 年次
MGRUS	211～214	ロシア語研究 1A・1B・2A・2B	2	各 2	2 年次
	315～316	ロシア語研究 3A・3B	3	各 2	2 年次
	317～318	ロシア語研究 4A・4B	3	各 2	3 年次
MGKOR	211～214	韓国語研究 1A・1B・2A・2B	2	各 2	2 年次
	315～316	韓国語研究 3A・3B	3	各 2	2 年次
	317～318	韓国語研究 4A・4B	3	各 2	3 年次

「〇〇語 3A・3B、4A・4B」

- 各初習語既習者用のインセプトクラスであり、国際学科生以外は自由に履修できない。

ナンバリング	科目名	レベル	単位数	配当年次
MGFRE	205～208	フランス語 3A・3B・4A・4B	2	各 1
MGCHN	205～208	中国語 3A・3B・4A・4B	2	各 1
MGGER	205～208	ドイツ語 3A・3B・4A・4B	2	各 1
MGSPN	205～208	スペイン語 3A・3B・4A・4B	2	各 1
MGRUS	205～208	ロシア語 3A・3B・4A・4B	2	各 1
MGKOR	205～208	韓国語 3A・3B・4A・4B	2	各 1

「〇〇語の基礎」および西洋古典語研究

- 必修および選択必修以外の言語について、基礎的な学修を希望する学生のためのインセプトクラスである。

ナンバリング	科目名	レベル	単位数	配当年次
MGITA	101～102	イタリア語の基礎 A・B	1	各 1
MGARB	101～102	アラビア語の基礎 A・B	1	各 1
MGTHA	101～102	タイ語の基礎 A・B	1	各 1
MGGRE	101～102	ギリシア語研究 A・B	1	各 2
MGLAT	101～102	ラテン語研究 A・B	1	各 2

手話

- ・手話の知識を学び、基本的な運用能力を身につける。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGSIG	101	手話 1	1	各 2	1 年次
	202	手話 2	2	各 2	1 年次

外国文化論科目

- ・それぞれの国の文化、社会について知識を深め、言語学習への興味を持たせるための入門的科目と、当該言語の資料にも触れながら、社会、文化についての知識を深める各論科目である。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGEUC	101～106	ヨーロッパ言語圏の文化入門 1・2・3・4・5・6	1	各 2	1 年次
	111～116	ヨーロッパ言語圏の文化各論 1・2・3・4・5・6	1	各 2	1 年次
MGASC	101～104	アジア言語圏の文化入門 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
	111～114	アジア言語圏の文化各論 1・2・3・4	1	各 2	1 年次

留学生関連科目

- ・以下は留学生のための科目であり、一般学生は履修できない。
- ・留学生の履修については、別途ガイダンス等の説明を参照し、その指導に従うこと。
- ・「日本語研究」3A・3Bは、2年次生でも白金校舎での履修が可能である。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGJPN	205～208	日本語 3A・3B・4A・4B	2	各 1	2 年次
	211～216	日本語研究 1A・1B・2A・2B・3A・3B	2	各 2	2 年次

2. [人文科学系科目群]

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGCHR	201～204	聖書の世界 1・2・3・4	2	各 2	2 年次
	211～214	キリスト教の思想と文化 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
	221～224	宗教史 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
	231～234	現代社会とキリスト教 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
MGPHI	101～102	哲学史 1・2	1	各 2	1 年次
	201～202	哲学各論 1・2	2	各 2	1 年次
	211～212	科学思想 1・2	2	各 2	1 年次
MGETH	101～102	倫理学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～204	倫理学各論 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
MGLOG	101～102	論理学概論 1・2	1	各 2	1 年次
	201～202	伝統論理学 1・2	2	各 2	1 年次
	211～212	現代論理学 1・2	2	各 2	1 年次
MGLIN	101～104	言語科学の基礎 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
MGPSY	101～102	心理学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～204	心理学各論 1・2・3・4	2	各 2	2 年次
MGEDU	101～102	教育学の基礎 1・2	1	各 2	1 年次

MGART	101～102	芸術学の基礎 1・2	1	各 2	1 年次
	201～206	芸術学各論 1・2・3・4・5・6	2	各 2	1 年次
MGJPL	101～102	日本文学概論 1・2	1	各 2	1 年次
	201～204	日本文学講読 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
MGJPS	101～104	日本文化論入門 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
	201～202	日本文化特論 1・2	2	各 2	1 年次

※ 3 年次以上で「哲学（専）」1・2 を履修するためには、「MGPFI」（哲学）、「MGETH」（倫理学）、「MGLOG」（論理学）の科目から、同一名称の 2 科目（計 4 単位）を修得済みでなければならない。

※ 「心理学各論」1～4 を履修するためには、「心理学入門」1・2 の単位修得が望ましい。

3. [社会科学系科目群]

ナンバリング	科目名		レベル	単位数	配当年次
MGLAW	101～102	法学(日本国憲法を含む) 1・2	1	各 2	1 年次
MGPOS	101～102	政治学 1・2	1	各 2	1 年次
MGSOC	101～102	社会学理論の基礎 1・2	1	各 2	1 年次
	111～112	文化とメディアの社会学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	121～122	生命とアイデンティティの社会学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	131～132	環境とコミュニティの社会学入門 1・2	1	各 2	1 年次
MGSWS	101～102	社会福祉学 1・2	1	各 2	1 年次
MGECN	101～102	経済学 1・2	1	各 2	1 年次
MGSTA	101～104	統計学 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
MGHIS	201～206	歴史学 1・2・3・4・5・6	2	各 2	1 年次
	211～212	歴史学の世界 1・2	2	各 2	1 年次
MGGEO	101～102	人文地理学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～206	人文地理学 1・2・3・4・5・6	2	各 2	1 年次
MGANT	101～102	文化人類学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～202	文化人類学各論 1・2	2	各 2	1 年次
MGSOS	101～104	社会科学概論 1・2・3・4	1	各 2	1 年次

・法律学科生・消費情報環境法学科生は「法学(日本国憲法を含む)」1・2 を履修できない。

4. [自然科学系科目群]

ナンバリング	科目名		レベル	単位数	配当年次
MGMAT	101～102	数学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	111～114	数学 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
	211～212	数学特論 1・2	2	各 2	1 年次
MGPHY	101～103	物理学入門 1・2・3	1	各 2	1 年次
	201～203	現代の物理学 1・2・3	2	各 2	1 年次
	211	物理学特論	2	各 2	1 年次
	121～122	物理学方法論 A・B	1	各 2	1 年次
MGCHE	101～102	化学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～204	現代の化学 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
	121～122	化学方法論 A・B	1	各 2	1 年次

MGBIO	101～102	生物学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～205	現代の生物学 1・2・3・4・5	2	各 2	1 年次
	211	生物学特論	2	各 2	1 年次
	121～122	生物学方法論 A・B	1	各 2	1 年次
MGLIS	101～102	生命科学入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～203	生命科学各論 1・2・3	2	各 2	1 年次
	211	生命科学特論	2	各 2	1 年次
	121～122	生命科学方法論 A・B	1	各 2	1 年次

5. [情報処理系科目群]

・以下はコンピュータリテラシー1および2の発展的学修科目である。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGCOM	201～204	コンピュータリテラシー研究 1A・1B・2A・2B		2	各 2
	211～214	情報科学 1・2・3・4		2	各 2

6. [健康・スポーツ科学系科目群]

・履修に際しては、ジラバス、『明治学院共通科目 健康・スポーツ科学系科目履修の手引き』を参照すること。

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGHSS	101～102	健康科学概論 1・2	1	各 2	1 年次
	111～112	スポーツ科学概論 1・2	1	各 2	1 年次
	121～122	スポーツ社会学概論 1・2	1	各 2	1 年次
	131～134	スポーツ方法学 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
	201～202	トレーニング科学理論・実習 1・2	2	各 2	1 年次
	211～212	バイオメカニクス理論・実習 1・2	2	各 2	1 年次
	141・143・145	シースンスポーツ研究 1A・2A・3A	1	各 2	1 年次
	242・244・246	シースンスポーツ研究 1B・2B・3B	2	各 2	1 年次

※ 法律学科生・消費情報環境法学科生は「健康・スポーツ科学系科目群」からは合わせて 8 単位までが卒業要件単位となる。それ以上修得しても卒業に必要な単位とはならない。

7. [総合教育系科目群]

ナンバリング		科目名	レベル	単位数	配当年次
MGIND	101～106	現代世界と人間 1・2・3・4・5・6	1	各 2	1 年次
	111～112	現代社会と教養 1・2	1	各 2	1 年次
	121～122	多文化共生入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～204	多文化共生各論 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
	131～132	グローバルシチズンシップ入門 1・2	1	各 2	1 年次
	211～214	グローバルシチズンシップ各論 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
	141～143	現代平和研究 1・2・3	1	各 2	1 年次
	221～224	スタディーツアー 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
MGMGS	101	明治学院研究 1	1	各 2	1 年次
	202～203	明治学院研究 2・3	2	各 2	1 年次

MGENV	101～104	環境学各論 1・2・3・4（注1）	1	各 2	1 年次
MGSUS	101～104	サステナビリティ学 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
MGVOL	101～104	ボランティア学入門 1・2・3・4	1	各 2	1 年次
	111～112	グローバル社会と市民活動入門 1・2	1	各 2	1 年次
	201～202	グローバル社会と市民活動 1・2	2	各 2	1 年次
	121	ボランティア・市民活動論（国内）1A	1	各 2	1 年次
	122	ボランティア・市民活動論（海外）2A	1	各 2	1 年次
	223	ボランティア・市民活動論（国内）1B	2	各 2	2 年次
	224	ボランティア・市民活動論（海外）2B	2	各 2	2 年次
	231	ボランティア・市民活動実習（国内）	2	各 2	2 年次
	232	ボランティア・市民活動実習（海外）	2	各 2	2 年次
	301	ボランティア・市民活動研究（国内）	3	各 2	2 年次
	302	ボランティア・市民活動研究（海外）	3	各 2	2 年次
MGACW	101	アカデミック・ライティングの基礎	1	各 2	1 年次
	201	アカデミック・ライティング演習 1	2	各 2	1 年次
MGLCD	101	ライフデザイン 1	1	各 2	1 年次
	202	ライフデザイン 2	2	各 2	2 年次
	203～204	ライフデザイン 3・4	2	各 2	3 年次
	111	キャリアデザイン 1	1	各 2	2 年次
	212	キャリアデザイン 2	2	各 2	2 年次
MGSEM	301～302	アジア・日本研究 A・B	3	各 2	3 年次
	311～312	ヨーロッパ文化圏研究 A・B	3	各 2	3 年次
	321～322	現代科学研究 A・B	3	各 2	3 年次
	331～332	現代社会研究 A・B	3	各 2	3 年次
MGPIO	101	オルガン実習 1（注2）	1	各 2	2 年次
	202	オルガン実習 2（注2）	2	各 2	2 年次
MGINT	201～206	Japanese Arts and Culture 1・2・3・4・5・6	2	各 2	1 年次
	211～216	Japanese History 1・2・3・4・5・6	2	各 2	1 年次
	221～226	Japanese Society 1・2・3・4・5・6	2	各 2	1 年次
	231～234	Multilingualism and Multiculturalism 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
	241～244	Current Issues 1・2・3・4	2	各 2	1 年次
MGCCS	111～112	異文化コミュニケーション研究 A・B（注3）	1	各 2	1 年次

注 1: 「環境学各論」1・2 は、消費情報環境法学科生は履修できない。

注 2: 「オルガン実習」1・2 は実習体験型の科目であり、その実施時期や授業形態について特別な条件が付されている。

注 3: この科目は、「日本の社会と文化」1A・1B・2A・2B・3A・3Bにおいて、留学生の授業に一般学生が参加するために設けられた科目である。この科目の履修資格と履修上の要件については、シラバスを参照すること。

留学生関連科目

・以下は留学生のための科目であり、一般学生は履修できない。

ナンバリング	科目名	レベル	単位数	配当年次
MGCCS	101～106	日本の社会と文化 1A・1B・2A・2B・3A・3B	1	各 2
MGACW	202	アカデミック・ライティング演習 2(留学生専用)	2	各 2

8. [特別学科科目]

- ・学科によっては、(注4)に記載された資格の要件単位となる。

ナンバリング	科目名	レベル	単位数	配当年次
	社会学概論 A・B		各 2	1 年次

注4：中学(社会)、高校(公民)教育職員免許状取得のために履修する場合は、「教職課程履修要項(諸資格)」も参照すること。

9. [短期留学認定科目]

- ・以下は、本学と協定を結ぶ海外校への短期留学について、本学が単位を認定するための科目である。短期留学を行った者以外が単位を修得することはできない。
- ・留学先によって別途配当年次が定められている場合があるので、必ず「留学ハンドブック」を確認すること。
- ・これらの科目は各学科で定める年間履修単位数の上限には含まれない。

ナンバリング	科目名	レベル	単位数	配当年次
MGRES	101 ヨーロッパ研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	102 イギリス研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	103 スペイン研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	104 ドイツ研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	105 フランス研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	106 アメリカ研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	107 カナダ研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	108 韓国研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	109 中国研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	110 オセアニア研究(短期留学)	1	各 4	1 年次
	111 東南アジア研究(短期留学)	1	各 4	1 年次

10. 海外インターンシップ関連科目

- ・以下は、海外インターンシップに参加した学生が、単位を修得することができる科目である。
- ・インターンシップ先によって別途配当年次が決められている場合があるので、必ず出願時に確認すること。
- ・これらの科目は各学科で定める年間履修単位数の上限には含まれない。
- ・これらの科目はP・F評価となるため、GPAには含まれない。

ナンバリング	科目名	レベル	単位数	配当年次
MGITS	101～102 海外インターンシップ課題研究 A・B	1	各 2	1 年次
	201～202 海外インターンシップ A・B	2	各 4	1 年次

法曹（裁判官、弁護士、検察官）への道

我が国の法曹養成制度は、国家試験である司法試験に合格した者に一定期間の司法修習を課し、最終試験に合格した者に弁護士登録資格を与え、この中から裁判官、検察官を任用する仕組みである。

2002年に司法試験法が改正され、司法試験の仕組みが大きく変更された。具体的には、法科大学院制度を導入し、原則として法科大学院の修了者に司法試験の受験資格を与えることとした。従って、法曹を目指す者は、法科大学院に進学・修了後、司法試験に合格する道を歩むことが求められる。

なお、司法試験の受験科目、実施方法、予定合格者数など詳細については、法務省のホームページ等を参照すること。

【法科大学院への進学】

法曹（裁判官、検察官、弁護士）希望者は、原則として法科大学院に進学する必要がある。法科大学院の修了者は司法試験の受験資格が与えられ、司法試験に合格後、一年間の司法修習を経た後、法曹資格を得られる。

法科大学院には通常、三年制コース（未修者）と二年制コース（既修者）がある。

法科大学院の志願者は、まず法科大学院全国統一適正試験の受験をし、その成績表とともに出願して、各法科大学院の個別の試験を受験することになる。法科大学院毎に入学試験の仕組みがかなり異なっているので、注意すること。法科大学院に関する情報提供等については、国家試験対策室を利用すること。

以下の要件を満たす者は、他大学の法科大学院に進学することを条件に、在籍期間3年で卒業することができる。

- (1) 3年次終了時に、卒業に必要な所定の単位を修得し、かつ、GPAが総合3.0以上、学科科目3.1以上であること。
- (2) 申請日までに、他の法科大学院への進学が確定していること。

3年次早期卒業を希望する者は、所定の期日までに「3年次早期卒業申請書」その他所定の書類を教務部に提出し、法学部教授会の卒業判定審査において卒業可と判定された場合、3年次卒業が認められる。

（注）司法試験予備試験については、法務省のホームページ等を参照すること。

大学院への道

本学では、2015年度より、大学院修士課程として、法と経営学研究科法と経営学専攻を開設した。本研究科では、「広い視野を持って、社会の組織（企業やNPO、研究機関も含まれる。）で指導的役割を果たせる人材」、特に「経営学と法学とを身につけ、ビジネスをトータルに推進できる人材」を、従来の学部の枠に囚われずに育成することを目標とし、企業経営者、中小企業の事業承継者、それを支える専門家（税理士など）および大学院で習得した専門知識や分析力を活かせる企業内スペシャリストの輩出を目指す。

明治学院大学法学部・同大学院法と経営学研究科法と経営学専攻では、以下の要件を満たす法学部の学生に対して、大学を3年で卒業して大学院に進学（いわゆる「飛び入学」）するための大学院入学試験（口述試験のみ）の出願資格を与える制度がある。

3年次修了時に卒業に必要な単位数をすべて修得見込みの者で、3年次修了までのGPAが総合2.9以上かつ学科科目（専門科目）2.9以上となる見込みが立つものに出願資格がある。

なお、入学試験後に確定する3年次修了までの成績の結果、入学要件を満たしていないければ、入学試験の結果にかかわらず、入学資格は認められない。

※GPAの算定については、学修の手引き「成績」3.GPA(Grade Point Average)の項を参照。上記の出願資格は変更されることがあるので、実際に受験する際には、必ず大学院入学試験要項を確認するか、大学院事務室に問い合わせること。

法律学科

《法 学 部》

人材養成上の目的・教育目標

法学部は、明治学院大学の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、法学部の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

法学部は、本学の建学の精神と教育理念を法学および政治学的見地から具体化するため、他者とりわけ弱者を尊重する「自由で平等な社会」を主体的に作り上げていくことができる専門的知識を備え、かつ、正義・公平の観点から賛成できない場面に直面したときに「声」をあげる勇気をもった人材養成を目的とする。そのために、法学や政治学をとおして、社会のルールについて学び、それを使いこなす思考力・判断力を身につけ、「気概」と「志」をもって社会に貢献できる人材を育成することを教育目標とする。

卒業の認定・学位授与に関する方針

法学部は、明治学院大学の「卒業の認定・学位授与に関する方針」に基づき、法学部の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学するとともに所定の単位を修得し、次の能力を身につけることを卒業認定と学位授与の要件とする。

法学部各学科において所定の期間在学し、幅広い教養と法学・政治学に関する専門分野に関する基本的知識を獲得し、体系的に理解するとともに、またこれを活用するための技能・応用能力を身につけ、社会に生起する諸問題に対し、責任感・倫理観・協働性をもって、多角的思考による判断力に基づき対処できる能力を身につけている。

教育課程の編成および実施に関する方針

法学部は、明治学院大学の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、法学部の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「卒業の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

法学部の教育課程は、学部の「人材養成上の目的・教育目標」の達成およびそのための「卒業の認定・学位授与に関する方針」に即して、4学科に共通して、初年次・導入教育の重視、少人数制教育の徹底や双方向授業を通じての主体的学びの実施・確保、基幹科目の学年指定、段階的学习に基づく系統的・体系的な教育課程の編成・実施、そして学習成果の評価を明確化するための基準の策定と公表を基本方針とする。

■法 律 学 科

人材養成上の目的・教育目標

法学部法律学科は、法学部の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、法律学科の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

法律学科は、明治学院大学の建学の精神にのっとり、法律学の基本的素養を備えた道義心と責任感のある能動的な市民社会の担い手を育成することを人材養成上の目的とする。かかる理念のもと、人格を陶冶し、法律という専門的知識を駆使し、社会と積極的にかかわり、あらゆる機会を通じて社会貢献を目指す市民の養成を教育目標とする。

卒業の認定・学位授与に関する方針

法学部法律学科は、法学部の「卒業の認定・学位授与に関する方針」に基づき、法律学科の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学するとともに130単位を修得し、次の能力を身に

つけることを卒業認定と学位授与の要件とする。

- 1 歴史、文化、社会、自然、化学、情報などに関する幅広い教養を有するとともに、法律に関する正確な知識を有し、これらを体系的に理解している。
- 2 これらの知識を獲得し、活用するために、社会で生起する多種多様な問題に対応する能力を身につけている。
- 3 本学の教育理念である“Do for Others(他者への貢献)”を通じて、法律という専門的知識を駆使し、社会と積極的にかかわり、あらゆる機会を通じて社会貢献を目指す意欲を身につけている。
- 4 在学期間を通じて獲得した知識・技能・態度などを総合的に活用し、各自が社会においておかれた立場と信念に基づいて当面の社会問題に真摯に取り組む姿勢や柔軟な思考力を身につけている。

教育課程の編成および実施に関する方針

法学部法律学科は、法学部の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、法律学科の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「卒業の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

1 基本的方針

法律分野においては、憲法、民法、刑法の重要な部分の習得を全学生共通の目標とする。この目標の達成および法律学に関する正確な知識の定着とこれを用いた法的思考力の養成のために、導入→基礎→基本→発展・定着という系統的かつ段階的学習ができるような教育課程を編成する。

同時に、国際性や異文化共生が求められる現代社会において、英語等の外国語の重要性に鑑みて、また語学を学ぶことは文化を学ぶこと・理解することにも繋がるとの考え方のもと、入学後、必修としての英語科目のほか、初習語科目（第二外国語科目）の履修を課す。

2 具体の方針

まず、まだ社会や法律についての知識がない段階にある1年次春学期においては、主体的な学習を促す観点から、アクティブ・ラーニングを採用した基礎演習を置くとともに、導入科目（民事法入門・刑事法入門）において少人数教育を実践する。また、基本科目の基礎固めを目的として、主に1年次～2年次において、憲法、民法、刑法の基礎に位置づけられる科目を必修科目として配置する。

さらに、導入・基礎に位置づけられる科目以外にも、基本的に習得しておくべき科目（行政法、商法、手続法、必修科目以外の憲法・民法・刑法科目）を配置するほか、知識の発展・定着を目指す見地から、第4群（国際法分野、社会経済法分野）、第5群（発展的・先端的分野、基本科目の特講・演習）、第6群（基礎法・外国法分野）を配置する。

以上の科目に加え、学生に社会人としてのキャリアを自覚させるべく、キャリア形成科目を設ける。

上記の方針を踏まえた教育を実践するため、講義形式の科目のほかに、アクティブ・ラーニングを取り入れた少人数のゼミ（1年次の基礎演習、2年次の2年次演習、3年次の演習、4年次の卒業論文、公法演習、民事法演習、刑事法演習、外国語文献講読）を配置する。

学習成果の評価にあたっては、あらかじめ個々の科目のシラバスに評価基準を明記する。また、主体的学習を促進するため、アクティブ・ラーニング型科目の履修を勧めるとともに、講義科目においても、学習の成果を自己診断し、科目ごと・テーマごとに自身の理解度や身についたスキルを把握することができるよう、「学習自己管理カルテ」の積極的活用を求める。

履修計画の立て方

I はじめに

法学部法律学科では、学科科目だけで 140 を超える科目を提供している。これらの科目から段階的・系統的に法律学を修得できるよう、学科科目群による必修・選択必修制を導入している。これは、学生各自の個性と自主性を認めた上で、法律学を学んだと法律学科が認めるミニマムであり、学生各自が自分にあった履修計画を立てることが必要である。

以下、法律学科科目の構成の説明（II）、将来の進路・関心に応じた履修の考え方、履修を勧める科目等（III）を示す。参考とされたい。なお、卒業要件の充足については、各入学年度ごとの「履修の方法」、「科目一覧」（本履修要項に掲載）等を熟読し、各自の責任で注意しなければならない。

II 法律科目の科目構成

1. 法律分野の概観

実定法分野（我が国で現実に施行されている法律を研究する分野。これに対し、法律の歴史・思想・哲学的考察、外国の法律等を研究する分野を「基礎法分野」という）は、伝統的法律学の分類では、公法分野、民事法分野、刑事法分野に分かれる。

公法分野は、国家の組織・作用、国家・行政機関と市民との権利義務関係を扱う法分野であり、憲法を基本として、行政法、租税法などが中心をなしている。

民事法分野は、私人間（個人間、個人と企業、企業間など）の権利義務関係を扱う法分野であり、最終的に民事裁判による紛争解決が予定されている。民法が基本法であり、商人（主に企業）に関する特別法である商法、労働関係の特別法である労働法、裁判による権利の実現を保障する民事訴訟法などがその中心をなしている。

刑事法分野は、犯罪と刑罰について扱う法分野であり、国が犯罪被疑者を訴追する刑事裁判をその中心舞台としている。基本的な犯罪類型と犯罪と刑罰の原則を定めた刑法が基本科目であり、刑事手続きのルールを定めた刑事訴訟法、犯罪者の処遇や犯罪抑止のための施策を検討する刑事政策などがその中心をなしている。

法律分野の分類（概念図）

法律分野	基礎法分野	法律の歴史・思想・哲学的考察・社会学的考察	
		外国法	
実定法分野	公法分野	国家、国民の権利、行政活動	
	民事法分野	民事裁判、財産・取引・生活	
	刑事法分野	刑事裁判、犯罪・社会防衛	

2. 明治学院大学法律学科の科目構成

① 実定法の段階的学習

明治学院大学法律学科のカリキュラムは、公法、民事法、刑事法の実定法3分野を系統的に、

導入→基礎→基本→発展・定着

と段階を追って学べるよう、構成されている。

導入：社会や法律についての知識がない1年生に、法律が対象とする社会事象と法律の機能について基本的な知識と考え方に触れてもらう段階である。公法分野では憲法1の導入部分、民事法では民事法入門、刑事法では刑事法入門がこの段階に当たる。また、法律学一般の基本概念について学ぶ法学の基礎、1年生向けのゼミである基礎演習1・2も導入段階に位置づけられる。

基礎：法律学は体系的な学問である。一般的、基本的法律分野の知識・考え方を基礎・前提として、個別的、具体的法律分野が組み立てられている。従って、どのような分野に重点をおいて学ぶにせよ、法律を学ぶ上で必ず学んでおくべき基礎的事項がある。このような法律学の核に当たると考えられる科目を法律学科では、必修科目として単位修得を義務づけている。

基本：基本六法（憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）と行政法は、伝統的に法学部で中心科目として講じられてきた科目であり、法曹（裁判官、弁護士、検察官）、行政官に必須の知識と長い間理解されてきた。社会が複雑化した現在においても、これらの科目は、重要な法分野であり、特に法科大学院に進学して法曹をめざす者には、必ず習得しなければならない必須科目である。さらに、発展的法分野の基本であり、各系統ごとに発展的法分野を理解するには、その系統の基本法理解が必要となる。このような観点から、基本六法と行政法を基本科目とし、さらにその内部での学習上効率上の順序、社会における重要性、発展科目での必要性から、必修科目、第1群～第3群に整理し、それぞれ要求単位を設けている。要求単位を充たしながら各自が履修計画を立てることで基本科目の効率的習得、及び発展的科目の前提知識を得ることが可能となる。

発展：国際問題、財政制度、労働問題、企業取引、消費者取引、環境問題など具体的問題を対象とした発展的法分野を、法律学科では数多くかつ系統的に配置し、第4群、第5群に整理している。個人の進路・関心にあわせて履修することを想定している。発展的法分野を学ぶ意義は、第一に現代の社会問題に法律学が与えている解決策とその限界を学ぶことで実践的な知識と思考方法を身につける点にある。さらに、具体的個別的分野での問題を検討することで、憲法、行政法、民法、商法、刑法などの基本法で学んだ制度あるいは論点の機能や意味が理解できるという効果がある。

定着：基本科目の定着を目的として、2年次に2年次演習1・2、3～4年次に公法、民事法、刑事法各分野の特講・演習を設けている。法科大学院進学をはじめとして基本法分野の徹底的理解と高いレベルの議論を必要とする者は積極的に各分野の特講・演習を活用すべきである。

《段階的学習の概念図》

→は科目的関連性を示すもので履修の前後は、「法律学科科目群別科目一覧（配当年次毎）」参照

導入	基礎	基本	発展	定着
入門科目 1年前期	必修科目 1年後期 ～3年前期	第1・第2・第3群 1年～3年	第4・第5群 主に3年次以降	
	憲法 1-1・1-2 →	憲法2-1・2-2 行政法1-1・1-2→行政法2-1・2-2 行政法3-1・3-2 租税法 1・2	国際法 1・2 →国際環境法 法人税法 1・2 消費者行政法 環境問題の展開と法 1・2 →環境政策と法 情報と法	公法特講 ・演習
民事法入門→	(民法科目) → 民法総則 1・2 債権総論 1・2 物権法 1・2	(民法科目) → (商法科目) → 契約法 1・2 商法総則 不法行為法 商行為法 親族法、相続法 会社法 1・2・3 手形法・小切手法 1・2 有価証券法 1・2 民事訴訟法 1・2 → 民事執行法 1・2 →	競争法 1・2 労働法 1・2 国際私法、国際取引法 グローバル企業法 金融商品取引法 知的財産法 1・2 不動産特別法 消費者取引特別法 1・2・3 倒産法 1・2	民事法特 講・演習
刑事法入門→	刑法総論 1・2 →	刑法各論 1・2 刑事訴訟法 1・2	経済刑法 刑事政策・犯罪学 法医学 1・2	刑事法特 講・演習
法学の基礎 基礎演習 1・2				2年次演 習 1・2

上記の図は、あくまで概念図である。特に第4群、第5群は基本科目とのつながりの一例として一部の科目のみ示しているだけである。詳細は、「科目一覧」末尾の「法律学科科目群別科目一覧」を参照されたい。配当年次・系列ごとに（公法、民事法、刑事法の順に）科目を並べてある。

② 科目群の説明

上述のように、明治学院大学法律学科のカリキュラムでは、導入段階としての入門科目、共通の基礎としての必修科目の上に、各自の進路・指向に合わせ、各科目群の要求を充たしながら自由に選択することができる。各科目群ごとに要求単位数を設けたのには、それぞれ理由がある。以下、説明する。

※各科目群に配置されている科目は、「科目一覧」末尾の「法律学科科目群別科目一覧」を参照されたい。

入門科目・必修科目

法律学科では、公法、民事法、刑事法各分野の基本である、憲法、民法、刑法の重要な部分の習得を全学生共通の目標としている。この目標達成のため、導入段階として1年次春学期に少人数クラスの民事法入門と刑事法入門を配置、基本的人権を扱う憲法 1-1・1-2、民法の重要な部分でありその後の民事法分野の理解に不可欠な民法総則 1・2、債権総論 1・2、物権法 1・2、犯罪と刑罰の原則を学ぶ刑法総論 1・2を必修としている。各自の学びの方向性や進路を問わず、法と社会の問題を考える素材と基本的視座として、必要最小限の知識と思考の場を与える科目と考えるからである。

第1群：行政法と商法の基本科目から 12 単位以上

実社会において法学部出身者に求められる基本的知識は、公法では行政法、民事法では、民商法（民法・商法の総称）である。進路別に表現すれば、公務員には行政法、企業活動の分野では民商法の基本的理解の上に様々な法的問題の解決がもとめられる。また行政法は、多くの公務員試験で比重の高い試験科目でもある。このような重要性に鑑みて、これらの分野から、進路や指向に合わせて一定数以上の科目を履修することを求めている。また、行政法は、公法分野の発展的科目、商法は、民事法分野の発展的科目の前提知識となっていることが多い。

第2群：民事訴訟法、刑事訴訟法から4単位以上

法律問題の終局的解決形態が裁判である以上、裁判手続きの基本について学んでおく必要があると考え、少なくとも民事、刑事いずれかの訴訟法の履修を要求している。両科目とも司法試験の受験科目である。

第3群：基本六法に属する基本科目のうち必修、第1群・第2群以外の科目から10単位以上

基本六法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）のうち、必修・第1群・第2群に加え、各自の志向に合わせていくつか学んでおくべきだと考え、要求している。必修、第1群～第3群で司法試験の必須部分の試験範囲となる。

第4群：国際法分野、社会経済法分野、倒産法から8単位以上

基本六法より具体的な社会的問題を対象にした法分野であり、独自の法分野としてそれぞれ基本六法とは異なる方法論及び思考方法を必要とする。各自の進路や指向に合わせていくつか学んでおくべきだと考え、要求している。国際法1・2は、第5群に配置されている国際関係の個別法分野（国際環境法など）の前提知識となっている。なお、この群の科目は、司法試験の「選択科目」に属するものが多い。

第5群：発展的・先端的分野、基本科目の特講・演習から12単位

現代社会で解決を迫られている諸問題に対応した発展的・先端的法分野の科目、及び基本六法の定着・発展を目的とした各分野の特講・演習科目を配置した。基本科目の実力をつけたい者は、特講・演習科目を中心に履修し、より現実的な問題に関心がある者は、その興味や進路にあわせて特定分野の科目を集中的に履修することもできる。環境法分野、消費者法分野においては、各分野ごとに段階的に履修していくことも可能なカリキュラム構成となっている。企業法務上重要な科目も数多く配置してある。

第6群：基礎法・外国法分野から4単位

実定法とは異なる視点から、法律と社会を見つめる視座を持つことは、きわめて重要である。このような観点から、法律の歴史・思想・哲学的考察、ないし外国法を少なくとも一分野は学ぶべきだと考え、要求している。また、英米法、EU法などは、国際化社会において重要度が高く、企業法務の分野などでは学ぶ意義が大きいといえる。

第7群：演習・講読・特講科目・選択科目

大学での教育の本体は、3年次以降の「演習I」（ゼミナール）にあると言っても過言ではない。学生各自が自分で専門科目と担当教員を希望し、学生間、学生と教員とのコミュニケーションにより学びを深めていく場は得難いものである。必修科目ではないが、将来の進路設計と関連させて、自主性に基づきできる限り、演習に参加すべきである。基礎演習1は、大学での法律学の勉強の仕方の基本的訓練を目的とした1年次の少人数クラスの演習である。入門科目と同様、原則1年次春学期に一度限りしか履修できない。1年次秋学期の基礎演習2では、法的な思考力や表現力を身につける。2年次演習は、基本科目（特に必修科目、第1群～第3群の基本科目および外国法）の定着を目的とした少人数クラスの演習である。

外国語文献講読は、外国語文献を読む科目であり、研究者養成大学院への進学等を考えている者や外国法を深く学んでみたい者に履修を勧めたい。法律学特講は、通常の授業では扱わない法律問題や特定の法律問題を深く検討する目的で設けられている科目であり、年度ごとにテーマ・担当者が異なる。年度ごとの講義要項を参考とし、興味に応じて履修すべきである。

第8群：キャリア形成支援関連科目・選択科目

自分自身の卒業後の進路選択の参考としてもらう観点から、学生のキャリア形成を支援する科目を配置している。

III 進路・志向ごとのアドバイス

(一般的注意)

以下では、①法科大学院進学、法律資格をめざす者、②公務員をめざす者、③企業活動分野をめざす者の3つに分けて、履修計画上のアドバイスを与える。これは、コース制ではなく、各自が履修計画を立てる際のガイドにすぎない。各自の個性や進路にあわせてバリエーションが生じるのが当然であり、将来進路志望の変更にあわせて、それぞれのアドバイスを参考にしてほしい。

1年次に民事法入門、刑事法入門、法学の基礎をしっかりと履修し、必修科目についても配当年次にきちんと習得することは、どの進路をとるにせよ大切なことなので、強調しておく。

アドバイスでは、原則、第6群、第7群、関連部門の科目にはふれていない。上記Ⅱ2、「明治学院法律学科の科目構成」の説明、及びシラバスを参照し、履修計画に組み込むこと。特に、演習への積極的参加、基礎演習1、基礎演習2、2年次演習1、2年次演習2の活用は、共通して重要であることを強調しておく。

1. 法科大学院へ進学し、法曹（裁判官、検察官、弁護士）をめざす者、司法書士、行政書士など法律資格の取得をめざす者

a) 法科大学院進学をめざす者

法科大学院を中心とした新しい法曹養成制度が始まった。法科大学院では、短期間に基本から発展までの法律科目、職業専門科目の習得、司法試験合格のための学習をこなさなければならない。そのためには、学部の段階で基本科目の徹底した学習と法律問題を主体的に考える訓練を積んでおく必要がある。

- ・司法試験の範囲として、入門、基礎演習、必修科目以外に次の科目は、必ず履修すべきである。

第1群：行政法1-1・1-2、行政法2-1・2-2、商法総則、商行為法、会社法1・2・3、手形法・小切手法1・2

第2群：民事訴訟法1・2、刑事訴訟法1・2

第3群：憲法2-1・2-2、契約法1・2、不法行為法、親族法、相続法、民事執行法1・2、刑法各論1・2

第4群：裁判官及び弁護士志望の場合は、倒産法1・2の双方かいずれか一科目

- ・基本科目の定着と思考の鍛錬をはかるため次の科目の活用を勧める。

第5群：公法特講・演習、民事法特講・演習、刑事法特講・演習

第7群：2年次演習1・2

- ・自分が法曹になる目的を考える意味で、現実の社会に起きている法律問題を考える発展的・先端的分野（第4群、第5群）も興味にあわせて履修しておくことを勧める。たとえば、検察官や刑事弁護活動に興味があれば、刑事政策、犯罪学、法医学、企業を巡る民事事件に興味があれば、後述する企業活動関連の科目、公益的弁護活動に興味があれば、消費者法分野、環境法分野、高齢社会と法、社会保障法、成年後見法などの履修が望ましい。

*法科大学院への進学については、各法科大学院のHP、募集要項等で選抜方法・受験科目等を確認すること。

	1年次		2年次		3, 4年次
入門・必修	憲法 1-1 民事法入門 刑法入門 法学の基礎	憲法 1-2 民法総則 1	民法総則 2 債権総論 1 刑法総論 1	物権法 1 債権総論 2 刑法総論 2	物権法 2
第1群		行政法 1-1 商法総則	行政法 1-2 商行為法 会社法 1		行政法 2-1・2-2 会社法 2・3 手形法・小切手法 1・2
第2群					民事訴訟法 1・2 刑事訴訟法 1・2
第3群	親族法	契約法 1 刑法各論 1	憲法 2-1 憲法 2-2 不法行為法		契約法 2 相続法、民事執行法 1・2 刑法各論 2
第4群			(国際法 1-1・1-2)		倒産法 1・2 +任意の 2科目以上
第5群	発展科目から志向に合わせて				公法特講・演習 民事法特講・演習 刑事法特講・演習 発展科目から志向に合わせて
第6群			任意の 2科目以上		
第7群	基礎演習 1	基礎演習 2	2年次演習 1	2年次演習 2	演習 I 演習 II

(注) この図表は、卒業に必要な科目を示すものではない。あくまで、履修計画を立てる際のアドバイスを可視的にしたものにすぎず、上記の文章を参考に各自履修計画を立てること。

b) 司法書士、行政書士など法律資格の取得をめざす者

・各自の志望する資格試験の試験科目を確認した上で、上記 a) 法科大学院をめざす者で挙げた第1群～第3群の科目を中心に、必要に応じて履修することを勧める。また、司法書士であれば、不動産特別法、消費者取引特別法、成年後見法、行政書士であればこれに加えて労働法、行政法 3-1・3-2 などが、実務についていた際に有益な科目であろう。資格取得後どのような活動をするのかを考え、履修科目を選定することを勧める。

c) 研究者志望の者

・研究者志望の者は、上記 a) 法科大学院を目指す者で挙げた科目を参考に基本法分野を履修することに加えて、第6群の法哲学、西洋法制史、いずれかの外国法、第7群の外国語文献講読を履修すべきである。どのような法分野を専攻するにせよ、研究者にとって共通の法教養として、我が国の現行制度を相対化するツールとして必要不可欠な科目である。法学分野での学界では、外国法研究能力が研究者の基本能力として求められ、研究者養成大学院入試では、一般に外国語が課される。少なくとも一言語（英・独・仏）についてしっかりと読解基礎能力を学部段階で身につけることが肝要である。また、自分が学びたい分野に近い教員のゼミ（演習 I）に所属し、卒業論文を作成することが望ましい。進学の是非、進学先については、分野によって研究環境等事情が異なるので担当教員によく相談すべきである。

2. 公務員をめざす者、公益的活動をめざす者

a) 公務員をめざす者

・国家公務員、地方公務員といつても、一般行政職、裁判所事務官、警察官などにより試験科目が異なり、それにより履修すべき科目も異なってくる。共通していえることは、どの試験も法律科目以外の教養試験があり、各自対策が必要である。ここでは、一般行政職を目指す者を中心に記述し、各職種ごとに必要な補足をする。

・入門、基礎演習、必修科目以外に、以下の科目的履修を勧める。法律科目的試験は、行政法、民法を中心に出題されるので、全分野をしっかりと学んでおくべきである。行政法に限らず、公務員が扱う事務は、基本的法律分野の正確な理解が必要とされることが多い。

第1群：行政法1-1・1-2、行政法2-1・2-2、行政法3-1・3-2、租税法1・2

第2群：民事訴訟法1・2

第3群：憲法2-1・2-2、契約法1・2、不法行為法、親族法、相続法、民事執行法1・2、刑法各論1・2

第4群：労働法1・2等を中心に興味に応じて。

第5群：政策法務1・2のほか、政策課題に注目した科目を数多く履修することを勧める。（消費者問題と法、消費者行政法、高齢社会と法、社会保障法、環境問題の展開と法、環境政策と法、成年後見法など）

・裁判所事務官を志望する者は、第2群で刑事訴訟法1・2も履修すべきであろう。警察官志望の者は、民事訴訟法1・2に替えて刑事訴訟法1・2を履修し、第5群で経済刑法、刑事政策、犯罪学、法医学など、刑法法関係の科目を中心に履修することを勧める。国税専門官を志望する者は、租税法1・2、法人税法1・2、関連部門の会計学総論1・2を履修すべきであろう。

	1年次		2年次		3, 4年次		
入門・必修	憲法1-1 民事法入門 刑事法入門 法学の基礎	憲法1-2 民法総則1	民法総則2 債権総論1 刑法総論1	物権法1 債権総論2 刑法総論2	物権法2		
第1群			行政法1-1 (商法総則)	行政法1-2 (商行為法) (会社法1)	行政法2-1・2-2、行政法3-1・3-2、 租税法1・2 (会社法2・3、手形法・小切手法1・2)		
第2群					民事訴訟法1・2（警察官志望の場合、刑事訴訟法1・2）		
第3群	親族法	契約法1 刑法各論1	憲法2-1 憲法2-2	契約法2 不法行為法			
			相続法、民事執行法1・2 刑法各論2				
			(国際法1-1・1-2)				
第4群			(国際法1-1・1-2)		労働法1・2 (競争法1・2、国際法2-1・2-2など)		
第5群	発展科目から志向に合わせて (消費者問題と法、消費者行政法、高齢社会と法、環境問題の展開と法1・2など)				政策法務1・2、成年後見法制1・2 発展科目から志向に合わせて (社会保障法、環境政策と法など。警察官志望の場合、経済刑法、刑事政策、犯罪学、法医学1・2)		
第6群			任意の2科目以上				
第7群	基礎演習1	基礎演習2	2年次演習1	2年次演習2	演習I 演習II		

（注）この図表は、卒業に必要な科目を示すものではない。あくまで、履修計画を立てる際のアドバイスを可視的にしたものにすぎず、上記の文章を参考に各自履修計画を立てること。

b) 公益的活動をめざす者

社会福祉、環境保護、各種の人権擁護運動などの公益的活動は、ただ思いだけではその活動を継続し効果を上げることができない。組織の継続的運営、行政との交渉、実効性ある戦略などのために法的知識・技術、法的思考が力のひとつとして必要となる。このような分野で法律家として活動するためには、行政活動に関する法律、特定の政策課題についての正確な法知識、民事訴訟・行政訴訟へのアクセス方法、組織運営に関する基本的法律関係を身につけておくことが望ましい。このような観点から、上記a) 公務員をめざす者で挙げたモデルを基本にして、①憲法2-1・2-2、行政法1-1・1-2、行政法2-1・2-2、行政法3-1・3-2、政策法務1・2を軸とした行政活動に関する法律、②環境法分野、消費者法分野、高齢社会と法、社会保障法、成年後見法などの特定政策課題を扱う科目、③会社法1・2・3、労働法1・2、租税法1・2、法人税法1・2など組織運営に必要な科目、④民事訴訟法1・2を自らの関心、必要性にあわせて履修することを勧める。共通科目・関連部門科目の履修や卒業単位以外の学習・体験により、関心ある分野の問題状況、社会的事実を知り、洞察を深める努力を大学時代に重ねておくことが大切である。

3. 企業法務、一般企業への就職、起業等、企業活動分野をめざす者

法律による企業統治、企業の法令遵守（コンプライアンス）等、企業活動における法律の役割の拡大を示す理念が唱えられて久しい。企業間の合併を巡る法律紛争や企業と従業員の著作権帰属を巡る裁判などだけでなく、有名企業が法令違反の決算手続・報告書開示によって経営者の退陣、グループ企業の売却など企業の存続を危うくする事態を招いて社会問題化している事例をみても、企業活動に関する法律の重要性が理解できる。企業法務の専門家として企業の法務部等で活動する者はもちろん、今後一般企業で従業員として活動する者、自ら起業しようとする者にとって、企業活動に関する法律知識は、不可欠の能力となっている。

- ・入門、基礎演習、必修科目以外に、次の科目的履修を勧める。

第1群：商法総則、商行為法、会社法1・2・3、有価証券法1・2、租税法1・2

第2群：民事訴訟法1・2

第3群：契約法1・2、不法行為法、民事執行法1・2

第4群：倒産法1・2、国際私法、国際取引法、競争法1・2、知的財産法1・2、労働法1・2などから興味に応じてなるべく多く履修することを勧める。（下記参照）

第5群：法人税法1・2、金融商品取引法、グローバル企業法、外国語文献講読、不動産特別法、信託法、保険法、海商法、ワイン法など、企業活動に関連する科目から自分の興味、志望する企業の分野・業態に応じて数多く科目を履修することを勧める。企業のリスク管理の視点から、環境問題の展開と法1・2、環境政策と法などの環境法分野、消費者取引特別法1・2・3、消費者行政法などの消費者法分野の知識により、他大学出身者にはない付加価値をつけることも可能である。（下記参照）

第6群：英米法2-1・2-2、EU法は、国際化した取引社会で重要な経済地域の法律であり、いずれかあるいは両方の履修を勧める。

第8群：法学部生のキャリアデザイン講座

- ・企業活動の各場面（取引、組織・管理、金融）に応じて民事法分野の科目は、次のような段階的整理が可能である。進路・関心に応じて重点的に、またはバランスよく学ぶ参考とされたい。

取引に関する法

契約一般に関するルール → 企業取引（商人間）に関するルール → 各取引分野に関する科目

《民法》

「民法総則1・2」

「債権総論1・2」

「契約法1・2」

《商法》

「商法総則」

「商行為法」

「国際取引法」「国際私法」

「海商法」「保険法」

「信託法」

「知的財産法」

「金融商品取引法」

「消費者取引特別法 1・2・3」
 「不動産特別法」「ワイン法」
 「競争法 1・2」
 「民事執行法 1・2」
 「英米法 2-1・2-2」
 「EU 法」

企業組織・管理に関する法

法人論・公益法人・非営利法人 「民法総則 2」	→ 企業組織に関する法 「会社法 1・2・3」 「競争法 1・2」 「グローバル企業法」	→ 企業管理に関する法 「租税法 1・2」→「法人税法 1・2」 「労働法 1・2」 「倒産法 1・2」 「リスク管理と制度設計」 「経済刑法」
----------------------------	---	---

金融に関する法

民法上の金融取引法 「債権総論 2」 「物権法 2」	→ 有価証券による金融取引法 「有価証券法 1・2」 「手形法・小切手法 1・2」	→ 金融をめぐる法 「金融商品取引法」 「保険法」「信託法」 「民事執行法 1・2」 「倒産法 1・2」
----------------------------------	---	--

	1 年次		2 年次		3, 4 年次
入門・必修	憲法 1-1 民事法入門 刑事法入門 法学の基礎	憲法 1-2 民法総則 1	民法総則 2 債権総論 1 刑法総論 1	物権法 1 債権総論 2 刑法総論 2	物権法 2
第 1 群			商法総則	商行為法 会社法 1	租税法 1・2 会社法 2・3 有価証券法 1・2 (手形法・小切手法 1・2)
第 2 群					民事訴訟法 1・2
第 3 群	(親族法)	契約法 1 刑法各論 1	不法行為法		契約法 2 民事執行法 1・2、(相続法) (刑法各論 2)
第 4 群			(国際法 1-1・1-2)		倒産法 1・2、労働法 1・2、国際私法、 国際取引法 競争法 1・2、知的財産法 1・2 から できる限り多く
第 5 群	消費者問題と法		消費者取引特別法 1 消費者行政法 (環境問題の展開と法 1・2)		法人税法 1・2、金融商品取引法、グローバル企業法、リスク管理と制度設計、 外国語文献講読、不動産特別法、信託法、 保険法、海商法、ワイン法、経済刑法、 消費者取引特別法 2・3、環境政策と法 などから関心に応じて
第 6 群					英米法 2-1・2-2、EU 法
第 7 群	基礎演習 1	基礎演習 2	(2 年次演習 1)	(2 年次演習 2)	演習 I 演習 II
第 8 群			法学部生のキャリアデザイン講座		

(注) この図表は、卒業に必要な科目を示すものではない。あくまで、履修計画を立てる際のアドバイスを可視的にしたもの
にすぎず、上記の文章を参考に各自履修計画を立てること。

【学習自己管理カルテ】

専門科目を体系的に学ぶためには、学習のノウハウとスキルを身につけた上で、基礎的な科目・事項について不得意なものがいれば早めに克服する一方、関心のある科目・テーマについてはその理解を拡大・深化させていくことが必要である。そのためには、学習のノウハウ・スキルがどの程度身についているかを確認とともに、学習の成果を自己診断し、科目ごと・テーマごとに理解の程度を把握しておくことが望ましい。そこで、科目別とスキル別の学習自己管理カルテを巻末に掲載したので、自分の実力を測定する手段の1つとして利用してほしい。学習自己管理カルテは、法学部ホームページの「法学部について>FDへの取り組み」からもダウンロードできる。

科目別の学習自己管理カルテは、学習の記録のみならず、定期試験対策・得意不得意なテーマの整理、興味深いテーマの抽出などに活用してほしい。

スキル別の学習自己管理カルテは、法学部の学生として身につけておくべき学習上のスキルをまとめたものである。学年末に5段階で自己評価してほしい。

2018年度生

履修の方法

【卒業に必要な科目と単位】

部 門			単位 グループ	卒業までに必要な単位数		
明治学院 共通科目	必修科目	キリスト教科目 「キリスト教の基礎A・B」	①	2科目4単位		
		外国語科目 (*1) 「英語コミュニケーション1A・B」「英語コミュニケーション2A・B」	②	4科目4単位		
	選択必修科目	外国語科目 初習語(*2、*4)		4科目4単位		
		外国語研究科目(*3、*4)	③	2科目4単位		
		情報処理系基本科目 「コンピュータリテラシー1・2」のいずれか1科目 (*5)	④	1科目2単位		
	自由選択(※)		⑤	6単位		
学科科目	必修科目	「憲法1-1・1-2」(各2単位) 「民法総則1・2」(各2単位) 「債権総論1・2」(各2単位) 「物権法1・2」(各2単位) 「刑法総論1・2」(各2単位)	⑥	10科目20単位		
		第1群	⑦	12単位		
	選択必修科目	第2群		4単位		
		第3群		10単位		
		第4群		8単位		
		第5群		12単位		
	第6群			4単位		
	自由選択(入門科目、第1群～第8群、関連部門含む)(※)		⑧	14単位		
フリーゾーン (明治学院共通科目・学科科目から選択)			⑨	22単位		
合 計				130単位		

- (注 1) 法律学科の授業科目（後掲「授業科目一覧」参照）以外の授業科目とその単位は、履修し単位を修得しても、上記の法律学科の卒業要件に必要な単位として認定されない。
- (注 2) 卒業要件となる学科科目は、後掲「法律学科科目部門別一覧」を参照すること。
- (※) 各単位グループで超過して修得した単位の取り扱いについては、後掲【超過して修得した単位の扱い】を参照のこと。

- (*)1 外国人留学生は、必修科目として、「日本語 1A・B、2A・B」 4科目 4 単位を修得する必要がある。
- (*)2 外国語の選択必修科目として、1 年次配当の初習語
 - [フランス語 ・ 中国語 ・ ドイツ語 ・ スペイン語 ・ ロシア語 ・ 韓国語]
 の中から 1 言語を選択し、「〇〇語 1A・B、2A・B」の 4 科目 4 単位または、「〇〇語 3A・B、4A・B」の 4 科目 4 単位を修得する必要がある。ただし、「〇〇語 3A・B、4A・B」の履修は既修者に限る。
- (*)3
 - { ①2 年次配当「英語研究 1A・B、2A・B」から 2 科目 4 単位
 - { ②初習語と同一の 2 年次配当「〇〇語研究 1A・B、2A・B」から 2 科目 4 単位
 のいずれかを選択し、修得する必要がある。ただし、「〇〇語 3A・B、4A・B」を履修した者は、「〇〇語研究 3A・B、4A・B」から 2 科目 4 単位を修得する必要がある。
- (*)4 外国人留学生は、外国語の選択必修科目として、
 - { ①1 年次配当、日本語以外の初習語 1 言語から 4 科目 4 単位
 - { ②「日本語研究 1A・B、2A・B、3A・B」から 2 科目 4 単位
 のいずれかを選択し、修得する必要がある。
- (*)5 入学時に中級以上の技能を有する学生については、E 群科目
 「コンピューティング研究 1A・B、2A・B」から 1 科目 2 単位を修得することにより、
 必修の 2 単位に振り替えることができる。

【超過して修得した単位の扱い】

①～⑨の各単位グループの必要単位数を超過して修得した単位で、他の枠の単位グループの単位として扱えるものは、下表のとおりである。

単位グループ	必要単位	超過単位の扱われるグループ	備考
②	8単位	⑤] 外国語科目的卒業要件として認められる単位数は、 <u>20単位以下</u> に限る。
③	4単位	⑤	
④	2単位	⑤	
⑤	6単位	⑨	D群「健康・スポーツ科学系科目」と E群「健康・スポーツ科学関連科目」で卒業要件として認められる単位数は、合わせて <u>8単位以下</u> に限る。
⑦	50単位	⑧	
⑧	14単位	⑨	関連部門の科目で卒業要件として認められる単位数は、 <u>24単位以下</u> に限る。

【重複履修の禁止】

特に規定のある場合を除き同一授業科目を重複履修すること、ないしは規定単位以上を履修することは認めない。

【履修中止除外科目について】

学修の手引き「7. 履修中止制度」において、履修中止ができない科目 (a) ~ (g) のうち、(g) 各学科において定めている履修中止の申請ができない科目は以下のとおりである。

基礎演習2、2年次演習1・2、現代日本の法と政治

【履修校地について】

- 履修校地は、1・2年次を横浜校舎、3・4年次を白金校舎とする。
- 3年次以上の学生で、後掲の【法律学科生の進級・在学に関する規則】の「2」に該当する者は、3・4年次配当のすべての白金校舎開講科目の履修が認められない。
- 成績優秀者の履修については、後掲【成績優秀者の特則】の項を参照すること。

【年間履修単位数制限】

- 1年間に履修できる単位数の上限は、すべての年次において48単位である。
- 災害ボランティアと公共政策1・2の取扱いについて
　災害ボランティアと公共政策1・2は、各年次の年間履修単位数制限の対象外とし、上限単位数を超えて履修することができる。
- 教職課程科目的取扱いについて
　教職免許取得のために履修する「教職に関する科目」と「教科に関する科目（学科科目・教職関連科目の項参照）」は、各年次の年間履修単位数制限を超えて16単位まで履修できる。詳しくは、別冊の教職要項を参照のこと。
- 法と経営学研究科科目的取扱いについて
　本学大学院「法と経営学研究科」の科目については、3年次秋学期終了時のGPAが2.7以上かつ卒業要件単位の90%以上を修得済の、法と経営学研究科に進学を希望する学生で、法と経営学専攻主任の承認を得た者のみが履修でき、年間履修単位数制限を超えて10単位まで履修することができる。なお、これらの科目は学部の卒業要件としては認められず、大学院の修了要件として認定されるので注意すること。

【法律学科生の進級・在学に関する規則】

1. **2年次終了までに21単位以上**を修得できない学生については、学則第35条第2号により退学させる。

2. **2年次終了以降**

次の（イ）、（ロ）に掲げる科目の合計30単位以上を修得できない学生については、3・4年次配当のすべての白金校舎開講科目の履修を認めない（在学4年間で卒業できない可能性がある）。

（イ）明治学院共通科目の合計12単位以上

（ロ）学科科目については、以下の科目のうち18単位以上

法学の基礎、民事法入門、刑事法入門、憲法1-1、憲法1-2、憲法2-1、憲法2-2、
行政法1-1、行政法1-2、国際法1-1、国際法1-2、民法総則1、民法総則2、契約法1、不法行為法、
債権総論1、債権総論2、物権法1、親族法、商法総則、商行為法、会社法1、刑法各論1、
刑法総論1、刑法総論2、法哲学1、法哲学2、西洋法制史1、西洋法制史2

ただし、3年次編入生及び転学科生については、3年次に限り、上記（ロ）の条件を適用しない。

なお、この規則の適用は学期ごととする。

3. **在学4年間に「上記2（イ）（ロ）の条件を共に満たし、かつ総計52単位以上を修得する」ことができない学生については、学則第35条第2号により退学させる。**

（注1）卒業に必要でない科目の単位数は、上記単位数から除く。

（注2）1年次終了段階で修得単位が著しく不足する学生については、適当な指導・注意を行う。

（注3）負傷疾病など、やむを得ない事由により定期試験を受けられなかった学生については、退学処分に関して別途考慮することがある。

【成績優秀者の特則】

次の成績優秀者については、以下のとおり特則を定める。

（1）1年次終了時の成績において、修得単位数が40単位以上で、かつ成績評価の平均評価値（以下、「G P A」という。）が3.2以上の者については、次のイ、ロ、を認める。

イ. 2年次の年間履修単位数制限48単位を解除し、60単位まで履修することを認める。

ロ. 2年次の履修において、学科科目（関連部門科目、「演習I」、「演習（3年次）」「演習・卒業論文」を除く）の配当年次は適用せず、上級学年の開講科目も履修可能とする。ただし、履修条件が付された科目は、その条件に従う。

（2）2年次終了時の成績において、1年次からの合計修得単位数が70単位以上で、かつG P Aが3.2以上の者については、次のイ、ロ、を認める。

イ. 3年次の年間履修単位数制限48単位を解除し、60単位まで履修することを認める。

ロ. 3年次の履修において、学科科目（「演習II」、「卒業論文」「卒業論文（4年次）」を除く）各科目の配当年次は適用せず、上級学年の開講科目も履修可能とする。ただし、履修条件が付された科目は、その条件に従う。

（注1）「G P A」とは、科目の単位数に成績評価ごとのポイントで重みをつけ、その総合計を単位数で割った数値である。

詳細は、学修の手引き「成績」3. G P A (Grade Point Average) の項を参照のこと。

（注2）学科科目以外の科目については、通常と同様の取扱いを原則とする。ただし、学科関連部門科目については、法律学科、消費情報環境法学科、政治学科提供科目についてのみ履修年次制限撤廃の対象とする。

(注3) 修得単位には他大学等で修得した科目の認定単位を含まない。

(注4) この特則は、上記に該当する成績優秀者に特別に履修制限を解除するもので、上記該当者に履修を義務づけるものではない。

なお、上記該当者については3月の成績発表時に大学から通知するとともに、学科において履修説明会を行うものとする。

【再試験】

4年以上（休学期間を除く）の在学者のうち、卒業年度の成績において学科科目1科目が不合格（D評価に限る）であったために卒業に必要な科目要件と単位数を満たすことができなかつた者については、当該1科目に限り試験を再度受ける機会を設ける。該当者の発表は3月の卒業者の発表と同時にを行い、試験は3月に実施する。同様に、4年以上（休学期間を除く）の在学生で教務課指定の期限内に9月卒業申請を行った学生についても、卒業年度の春学期の試験において学科科目1科目が不合格（D評価に限る）であったために卒業に必要な科目要件と単位数を満たすことができなかつた者については、当該1科目に限り試験を再度受ける機会を設ける。該当者の発表は9月卒業の卒業者の発表と同時にを行い、試験は9月に実施する。なお、9月卒業に関する再試験については変更が生じる可能性もあるので、詳細については別途掲示において発表する。

ただし、演習I・II、卒業論文、演習・卒業論文、**演習(3年次)、卒業論文(4年次)**、外国語文献講読科目、夏季講座（第二期）科目、春季講座科目、教職関連科目、法と経営学研究科科目および次の科目については再試験を行わない。

消費者法の実務	リスク管理と制度設計	公法演習	民事法演習
刑事法演習	現代日本の法と政治	法学部生のキャリアデザイン講座	
キャリアデザイン特講	フィールドワーク（持続可能な開発および環境保全）		
災害ボランティアと公共政策1・2		財政学1・2	金融論1・2
経済学概論1・2	経営学原理1・2	証券論1・2	貿易論1・2
経営戦略論1・2	経営組織論1・2	ヒューマン・リソース・マネジメント1・2	
地方財政論1・2	地域社会論	産業社会学A・B	犯罪社会学
社会人類学A・B	コミュニケーション論	都市社会学	暴力の論理学
時事英語A・B	Business English A・B		

【卒業論文規格】

日本語で執筆する場合

1. 字数（本文）は、20,000字以上とする。（最終頁に文字数を記載すること。）
2. 目次、参考文献、注（脚注も可）を添付すること。ただし、これらは、本文に含まない。また、頁途中で改頁した分の空白は、字数に数えない。
3. 作品原文の引用（図表等の引用を含む）は、原則として本文全体の3分の1を超えてはならない。
4. 鉛筆書きは不可。ペン書きまたはプリンター等による印字のこと。
5. 大学指定の表紙を使用のこと。
6. 用紙は各形式にかなえば自由とする。
7. 目次の各項目には該当する頁を記載すること。本文の開始を1頁目とし、本文すべてに頁番号を記入すること。

（手書きの場合）

B4版400字詰め原稿用紙を使用し、枚数（本文）は50枚以上で縦書きのこと。

（パソコン・ワードプロセッサー等使用の場合）

A4版用紙を縦に使用し、横書き、1頁縦40行、横40字全角で1,600字を原則とする。ただし、図表・脚注を本文頁に含む場合は、その限りではない。

英語で執筆する場合

1. A4版用紙（用紙自由）を縦に使用し、1枚につき25行、本文は30枚以上50枚以下（図表・脚注を本文頁に含む場合は、その限りではない）。綴じ代部分に余裕を持たせること。
2. 目次、参考文献、注（脚注も可）は、本文に含まない。また、頁途中で改頁した分の空白は、本文に数えない。
3. 作品原文の引用（図表等の引用を含む）は、原則として本文全体の3分の1を超えてはならない。また、引用部分の行間は、他部分より狭く設定すること。
4. パソコン、ワードプロセッサー等を使用すること。
5. 大学指定の表紙を使用のこと。

授業科目一覧

明治学院共通科目

【卒業に必要な科目及び単位】

明治学院共通科目は、要求されている必修科目、選択必修科目を含み、あわせて24単位以上を修得しなければならない。ただし、外国語科目は20単位まで、健康・スポーツ科学系科目群のうち8単位までが、卒業要件単位に算入され、それを超えるものは算入されない。

【履修上の注意】

明治学院共通科目の授業科目一覧、履修上の注意は、『明治学院共通科目』の章を参照のこと。

学科科目

【卒業に必要な科目及び単位】

学科科目は、必修10科目20単位、選択必修科目50単位を含み、合計84単位以上を修得しなければならない。選択必修科目のうち、50単位を超えて修得した単位は、選択科目として卒業に必要な単位に算入される。

【履修上の注意】

- (1) 学習上、他の科目での教授内容を前提に講義されるため、特定科目の履修済みないし同時履修を強く推奨する科目がある。これらの科目においては、推奨する履修方法に依らない場合は、講義内容の理解及び単位の修得が事実上極めて困難となる可能性がある。後掲「法律学科科目一覧」の注意事項及びシラバスにおける各科目的記載を参照すること。
- (2) 開講学期の区別は、下記の略語を用いて示す。

通	通年科目
学	学期科目（春学期または秋学期開講）
春	春学期科目
秋	秋学期科目

【単位互換制度】

1 単位互換制度の種類

2009年度から、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」への参加による単位互換制度と、「芝浦工業大学デザイン工学部」との単位互換協定による単位互換制度及び2017年度から、「共愛学園前橋国際大学」との単位互換協定による単位互換制度の3つの制度が設置された（単位互換の項を参照）。

2 単位互換制度の履修条件・履修上の一般的注意事項

(1) 対象学年

2009年度生から適用するものとし、対象学年は1～4年次生。

(2) 履修できる科目の範囲および単位数

他大学の提供科目中、本学法医学部の「学科科目」（＝専門科目）に相当する科目に限り履修が認められ、本学「明治学院共通科目」（＝教養科目）に相当する科目の履修は認められない。

- | | |
|------------------|-------|
| ①年間に履修できる単位数 | 8 単位* |
| ②通算で履修できる単位数 | 8 単位 |
| ③卒業要件として認定される単位数 | 8 単位 |

* 年間履修制限単位数の中に含まれる

(3) 卒業要件上の位置付け

他大学で修得した科目の単位は、学科選択科目の一部（関連部門科目）とみなして卒業要件単位に組み入られる。ただし、本学では、教職等の資格要件上の科目には相当しないことに注意を要する。

(4) 履修上の注意

- ① 単位互換制度の利用を希望する者は、各制度の募集要項およびホームページを参照して制度の詳細を理解した上で、他大学で履修できる科目の範囲・単位数および卒業要件上の位置付け等につき、事前に教務課の窓口に申し出て、学科主任に相談すること。
- ② 本学での履修登録処理に時間を要するため、卒業年次生が本制度による履修科目を卒業要件上の不足単位に当てる場合、卒業見込証明書の発行時期が大幅に遅れる場合があることに注意を要する。

3 提供科目および単位互換制度の詳細

(1) 「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」単位互換制度

提供科目・制度概要の詳細は、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」のホームページおよび募集要項を参照。

(2) 「芝浦工業大学デザイン工学部」単位互換制度

提供科目・制度概要の詳細は、募集要項を参照。

(3) 「共愛学園前橋国際大学」単位互換制度

提供科目・制度概要の詳細は、募集要項を参照。

【授業科目】

法律学科の学科科目は、入門科目、必修科目、第1群～第8群、関連部門からなる。それぞれの科目群は、法学の段階的理解、系統的学習上の目的から設定されている。以下、各科目群毎の授業科目と注意事項を示す。履修計画をたてる際に参考にすること。

入門科目

1年次での法律学の導入と各分野の基礎の習得を目的とした科目である。入門科目により、他の法律科目を学ぶ際に不可欠な前提知識を共有し、その上に民法、刑法といった基本科目を履修していくことになる。1年次生は、必ず履修することが求められる。ただし、単位の修得は卒業の必修要件ではない。また、原則2年次以降の履修は許されない。

科 目 名	単位	開講	年次
民事法入門	2	学	1
刑事法入門	2	学	1
法学の基礎	2	学	1

必修科目（20単位全科目必修）

法律学の基本3科目憲法、民法、刑法の中で、法律学を学ぶ上で必ず履修しておくべき科目を指定してある。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
憲法1-1	2	春	1	憲法1-2	2	秋	1
民法総則1	2	秋	1	民法総則2	2	春	2
債権総論1	2	春	2	債権総論2	2	秋	2
物権法1	2	秋	2	物権法2	2	春	3
刑法総論1	2	春	2	刑法総論2	2	秋	2

第1群（12単位以上選択必修）

実社会において重要度の高い基本分野である、行政法分野及び商法分野の基本科目を配置した。各自の志向や進路にあわせて、行政法中心、あるいは商法中心の履修計画をたてるこども可能である。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
行政法1-1 (注1)	2	春	2	行政法1-2 (注1)	2	秋	2
行政法2-1 (注1)	2	春	3	行政法2-2 (注1)	2	秋	3
行政法3-1	2	学	3	行政法3-2	2	学	3
租税法1	2	学	3	租税法2	2	学	3
商法総則	2	学	2	商行為法	2	学	2
会社法1 (注2)	2	学	2				
会社法2 (注2)	2	学	3	会社法3 (注2)	2	学	3
手形法・小切手法1	2	学	3	手形法・小切手法2 (注3)	2	学	3
有価証券法1 (注1)	2	春	3	有価証券法2 (注1)	2	秋	3

(注1) これらの科目的履修に際しては、2(1-2、2-2)は1(1-1、2-1)で学んだ知識を前提とした継続としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1(1-1、2-1)と2(1-2、2-2)の両方を履修することが望ましい。

(注2) 会社法1、会社法2、会社法3は、内容的に3科目で1つの法分野を形成しており、2は1の、3は1及び2の教授内

容を前提としている。1・2・3の順での履修を強く推奨する。これによらない場合は、講義内容の理解が難しく事実上単位の修得がきわめて困難になる可能性が高いことを指摘しておく。単位認定はそれぞれ独立の科目として行われる。

(注3) 手形法・小切手法2の履修に際しては、手形法・小切手法1を同一年度に履修するか、履修済(単位の修得または未修得を問わない)であることを条件とする。

第2群(4単位以上選択必修)

民事、刑事それぞれの裁判手続きに関する基本科目を配置した。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
民事訴訟法1(注1)	2	春	3	民事訴訟法2(注1)	2	秋	3
刑事訴訟法1(注1)	2	春	3	刑事訴訟法2(注1)	2	秋	3

(注1) これらの科目的履修に際しては、2は1で学んだ知識を前提とした統編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1と2の両方を履修することが望ましい。

第3群(10単位以上選択必修)

第1群、第2群以外の基本六法科目である。必修科目、第1群～第3群で司法試験(法科大学院修了後に受験)の範囲をカバーすることになる(ただし、有価証券法1・2は試験範囲外)。第4群以降の科目的基本となる科目が多く、各自の志向・進路にあわせて計画的に履修すべきである。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
憲法2-1	2	学	2	憲法2-2	2	学	2
契約法1	2	秋	1	契約法2	2	春	3
不法行為法	2	学	2				
親族法	2	学	1	相続法	2	学	3
民事執行法1(注1)	2	春	3	民事執行法2(注1)	2	秋	3
刑法各論1	2	秋	1	刑法各論2	2	春	3
家事事件手続法・人事訴訟法	2	学	3				

(注1) これらの科目的履修に際しては、2は1で学んだ知識を前提とした統編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1と2の両方を履修することが望ましい。

第4群(8単位以上選択必修)

国際法分野、社会経済法分野、及び倒産法を配置した。これらの科目は、基本六法から発展ないし独立した法分野として確立しており、対象とする社会事象に対応してそれぞれ独自の考え方と方法論を発展させている。社会が法律学科卒業生に期待する基本的知識として重要なものが多い。各自の志向と進路にあわせて計画的に履修すべきである。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
国際法1-1(注1)	2	春	2	国際法1-2(注1)	2	秋	2
国際法2-1(注1)	2	春	3	国際法2-2(注1)	2	秋	3
倒産法1(注1)	2	春	3	倒産法2(注1)	2	秋	3
国際私法	2	学	3	国際取引法	2	学	3
労働法1(注1)	2	春	3	労働法2(注1)	2	秋	3
競争法1	2	学	3	競争法2	2	学	3
知的財産法1	2	学	3	知的財産法2	2	学	3

(注1) これらの科目的履修に際しては、2(1-2、2-2)は1(1-1、2-1)で学んだ知識を前提とした統編としての性格を有するため、再履修の場合を除き、同一年度に1(1-1、2-1)と2(1-2、2-2)の両方を履修することが望ましい。

第5群（12単位以上選択必修）

基本六法の定着・発展を目的とした各分野の特講・演習科目、及び現代社会で解決を迫られている諸問題に対応した発展的・先端的法分野の科目を配置した。基本科目の実力をつけたい者は、特講・演習科目を中心に履修し、より現実的な問題に関心がある者は、その興味や進路にあわせて特定分野の科目を段階的に履修していくことも可能である。企業法務上重要な科目も数多く配置している。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
公法特講	2	学	3	公法演習	2	学	3
民事法特講	2	学	3	民事法演習	2	学	3
刑事法特講	2	学	3	刑事法演習	2	学	3
裁判外紛争解決	2	学	3				
環境問題の展開と法 1	2	学	2	環境問題の展開と法 2	2	学	2
消費者行政法	2	学	2	高齢社会と法	2	学	2
成年後見法制 1	2	学	3	成年後見法制 2	2	学	3
比較成年後見法制	2	学	3				
超高齢社会の成年後見法	2	学	3	情報と法	2	学	3
法人税法 1	2	学	3	法人税法 2	2	学	3
政策法務 1	2	学	3	政策法務 2	2	学	3
社会保障法	2	学	3	国際消費者法	2	学	3
環境政策と法	2	学	3	環境科学の展開	2	学	3
世界の環境を考える	2	学	3	持続可能な社会に向けて	2	学	3
環境保護と訴訟	2	学	3				
国際環境法 1	2	学	3	国際環境法 2	2	学	3
消費者問題と法	2	学	1	消費者法の実務	2	学	3
消費者取引特別法 1	2	学	2				
消費者取引特別法 2	2	学	3	消費者取引特別法 3	2	学	3
不動産特別法	2	学	3	信託法	2	学	3
保険法	2	学	3	海商法	2	学	3
金融商品取引法	2	学	3	グローバル企業法	2	学	3
ワイン法	2	学	3				
現代金融法論	2	学	3	リスク管理と制度設計	2	学	3
経済刑法	2	学	3				
刑事政策	2	学	3	犯罪学	2	学	3
法医学 1	2	学	3	法医学 2	2	学	3
企業会計 1	2	学	3	企業会計 2	2	学	3

第6群（4単位以上選択必修）

基礎法、外国法分野の科目を配置した。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
法哲学 1	2	学	2	法哲学 2	2	学	2
西洋法制史 1	2	学	2	西洋法制史 2	2	学	2
法思想史 1	2	学	3	法思想史 2	2	学	3
法社会学 1	2	学	3	法社会学 2	2	学	3
日本法制史 1	2	学	3	日本法制史 2	2	学	3
近代日本法思想史	2	学	3	比較公法史	2	学	3
私法史概説	2	学	3	比較刑事司法史	2	学	3
宗教法 1	2	学	3	宗教法 2	2	学	3
英米法1-1	2	学	3	英米法1-2	2	学	3
英米法2-1	2	学	3	英米法2-2	2	学	3
EU法	2	学	3				
ドイツ法 1	2	学	3	ドイツ法 2	2	学	3
フランス法 1	2	学	3	フランス法 2	2	学	3
中国法	2	学	3				

第7群

演習科目、講読科目と特講科目を配置している。いずれも選択科目である。

基礎演習 1・2 は、大学での法律学の勉強の仕方の基本的訓練、2年次演習 1・2 は、基本科目の定着を目的とした少人数クラスの演習である。演習は、教員の設定したテーマに従い各専門領域の学習・研究を行う場である。なお、基礎演習 1 については、1年次生は必ず履修することが求められる。ただし、単位の修得は卒業の必修要件ではない。

外国語文献講読は末尾に付された数字（1、2）が同一であっても、それぞれの科目の末尾に括弧書きで示された言語名が異なる場合には履修することができ、そこで修得した単位は卒業単位としても認められる。

法律学特講は、末尾に付された数字（1-1、1-2、2、3）が同一であっても、それぞれの法律学特講の末尾に括弧書きで示されたサブタイトルが異なる場合には履修することができ、そこで修得した単位は卒業単位としても認められる。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
基礎演習 1	2	春	1	現代日本の法と政治 (注 6)	2	春	1
基礎演習 2	2	秋	1				
2年次演習 1	2	春	2	2年次演習 2	2	秋	2
演習 I (注 1)	4	通	3	演習 II (注 2)	4	通	4
卒業論文 (注 3)	4	通	4	演習・卒業論文 (注 4)	8	2年間	3・4
外国語文献講読 1 (注 5)	2	学	3	外国語文献講読 2 (注 5)	2	学	3
フィールドワーク（持続可能な開発および環境保全）					2	学	2
法律学特講1-1	2	学	3	法律学特講1-2	2	学	3
法律学特講 2	2	学	3	法律学特講 3	2	学	3

(注 1) いわゆるゼミナールで担当者の履修承認を必要とする。手続方法は別途掲示する。

(注 2) 演習 II は、演習 I が修得済の者に限り履修できる。担当者の履修承認を必要とする。手続方法は別途掲示する。

(注 3) 卒業論文は、演習 I を修得済の者に限り履修できる。担当者の履修承認を必要とする。手続方法は別途掲示する。卒

業論文の規格については、「卒業論文規格」の頁を参照すること。

- (注4) 政治学科開講の演習・卒業論文は、2年間を通ずる科目であって、3年次に履修登録すれば、4年次には教務課で事前登録をする。従って、4年次になってから履修を辞退することは出来ないので熟考の上、履修登録をすること。さらに卒業論文を提出し合格しなければ2科目8単位は認められない。なお3年次には0単位4年次に8単位を数える。なお、卒業論文の規格については、「卒業論文規格」の頁を参照すること。
- (注5) 外国語文献講読1・2は、英語、フランス語、ドイツ語、中国語の4言語が開講される。
- (注6) 現代日本の法と政治は留学生向けの科目である。留学生しか履修することができない。留学生については、1年次春学期にこの科目を履修することを強く推奨する。

第8群

学生のキャリア形成を支援する科目を配置している。自分自身の卒業後の進路選択の参考としてもらいたい。この科目群に配置されている科目はいずれも選択科目であり、ここで修得した単位は卒業単位としても認められる。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
法学部生のキャリアデザイン講座	2	学	2	キャリアデザイン特講	2	学	2

関連部門

他学部他学科提供科目で法律学科に開放されている科目である。なお、提供学科の開講形態により、2年次配当科目であっても、横浜校舎で開講されない場合がある。この場合、法律学科生は、2年次に白金校舎での履修ができないため、実質的に3年次以降履修が可能となる。

	科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次	
(注1)	現代政治理論1A	2	春	2	現代政治理論1B	2	秋	2	
	政治史1A	2	春	3	政治史1B	2	秋	3	
	政治思想史1A	2	春	3	政治思想史1B	2	秋	3	
	行政学A	2	春	2	行政学B	2	秋	2	
	国際政治学A	2	春	2	国際政治学B	2	秋	2	
	マスコミ論A	2	春	3	マスコミ論B	2	秋	3	
	広報メディア論A	2	春	3	広報メディア論B	2	秋	3	
	時事英語A	2	春	3	時事英語B	2	秋	3	
	災害ボランティアと公共政策1(注2)	1	学	1	災害ボランティアと公共政策2(注2)	1	学	2	
(注3)	経済学	財政学1	2	学	3	財政学2	2	学	3
	科科目	金融論1	2	学	3	金融論2	2	学	3
	地方財政論1	2	春	3	地方財政論2	2	秋	3	
(注3)	経営学	経済学概論1	2	学	2	経済学概論2	2	学	2
	科科目	経営学原理1(注4)	2	学	3	経営学原理2(注4)	2	学	3
	証券論1	2	学	3	証券論2	2	学	3	
	貿易論1	2	学	3	貿易論2	2	学	3	
	経営戦略論1(注4)	2	学	3	経営戦略論2(注4)	2	学	3	
	経営組織論1(注4)	2	学	3	経営組織論2(注4)	2	学	3	
	ヒューマン・リソース・マネジメント1(注4)	2	学	3	ヒューマン・リソース・マネジメント2(注4)	2	学	3	
(注5)	社会学	地域社会論	2	学	3				
	産業社会学A	2	学	3	産業社会学B	2	学	3	
	犯罪社会学	2	学	3	コミュニケーション論	2	学	3	
	社会人類学A	2	学	3	社会人類学B	2	学	3	
	都市社会学	2	学	3	暴力の論理学	2	学	3	
その他	Business EnglishA	2	学	3	Business EnglishB	2	学	3	

(注1) 政治学科科目においては、Aが春学期科目、Bが秋学期科目であることを示す。なお、再履修の場合を除き、同一年度にA・B両方を履修することが望ましい。また、BはAで教授した知識が求められる。

- (注2) 詳細な履修方法は別途掲示する。
- (注3) 経済学科科目および経営学科科目においては、1が春学期科目、2が秋学期科目であることを示す。なお、再履修の場合を除き、同一年度に1・2両方を履修することが望ましい。また、2は1で教授した知識が求められる。
- (注4) 経営戦略論1・2、経営組織論1・2、ヒューマン・リソース・マネジメント1・2は、経営学原理1・2を履修し、単位修得済の者または同時に履修する者であることが望ましい。
- (注5) 社会学科科目を履修するにあたっては、明治学院共通科目的社会学1～8の中から2科目以上を履修済であることが望ましい。なお、再履修の場合を除き、同一年度にA・B両方を履修することが望ましい。BはAで教授した知識が求められる。

教職関連科目（卒業要件外）

下記科目は、教職課程の「教科に関する科目」として認定される科目であり、卒業要件としては認められない。なお、下記「教科に関する科目」および「教職に関する科目」（教職要項参照）を、各年次の年間履修上限単位に加えて16単位まで履修できる。

科 目 名	単位	開講	年次	科 目 名	単位	開講	年次
世界経済論1・2	各2	学	2	日本史A・B	各2	学	2
世界史A・B	各2	学	2	地理学概論1・2	各2	学	2
自然地理学1・2	各2	学	2	地誌概説1・2	各2	学	2
政治思想史2A・2B	各2	学	2	政治史2A・2B	各2	学	3
国際関係史A・B	各2	学	3	哲学(専)1・2(注1)	各2	学	3
宗教学概論1・2	各2	学	3				

- (注1) 哲学（専）1、哲学（専）2を履修するためには、明治学院共通科目D群哲学1～8、倫理学1～7、論理学1～8の中で、同一名称科目で2科目4単位を修得済でなければならない。

大学院科目の履修について

法学部法律学科の4年次生で、3年次秋学期修了時のG P Aが2.7以上かつ卒業要件単位の90%以上を修得済の者が、法と経営学研究科に進学を希望し、法と経営学専攻主任の承認を得た場合、法と経営学研究科法と経営学専攻の科目（ただし、ビジネス総論1・2、研究指導、合同演習、エクステーンシップ、ビジネス英語を除く）を、年間履修単位数制限を超えて年間10単位まで履修できる。ただし、これらの科目の単位を修得した場合、学部の卒業要件としては認められず、大学院入学後に修了要件単位として認定される。

なお、上記の履修除外科目だけでなく、休講科目や、同専攻学生の履修希望がなく不開講になる科目など、年度によって履修できない科目が隨時でてくるので、履修を希望する場合は大学院事務室からの案内や情報提供に十分留意するとともに、必要な場合は大学院事務室に問い合わせること。

法律学科科目群別科目一覧（配当年次毎）

2018年度生

	1年		2年		3年・4年
入門	民事法入門 刑事法入門 法学の基礎				
必修 20単位	憲法 1-1	憲法 1-2 民法総則 1	民法総則 2 債権総論 1 刑法総論 1	物権法 1 債権総論 2 刑法総論 2	物権法 2
第1群 12単位			行政法 1-1・1-2 会社法 1 商法総則 商行為法		行政法 2-1・2-2 行政法 3-1・3-2 租税法 1・2 会社法 2・3 手形法・小切手法 1・2 有価証券法 1・2
第2群 4単位					民事訴訟法 1・2 刑事訴訟法 1・2
第3群 10単位	親族法	契約法 1 刑法各論 1	憲法 2-1 憲法 2-2 不法行為法	契約法 2 相続法 民事執行法 1・2 家事事件手続法・人事訴訟法 刑法各論 2	
第4群 8単位			国際法 1-1・1-2		国際法 2-1・2-2 倒産法 1・2 国際私法 国際取引法 労働法 1・2 競争法 1・2 知的財産法 1・2
第5群 12単位	消費者問題と法		環境問題の展開と法 1・2 消費者行政法 高齢社会と法 消費者取引特別法 1		公法演習 公法特講 情報と法 法人税法 1・2 政策法務 1・2 社会保障法 国際消費者法 環境政策と法 環境科学の展開 環境保護と訴訟 国際環境法 1・2 世界の環境を考える 持続可能な社会に向けて

	1年	2年	3年・4年
			民事法演習 民事法特講 裁判外紛争解決 成年後見法制 1・2 比較成年後見法制 超高齢社会の成年後見法 消費者取引特別法 2・3 消費者法の実務 不動産特別法 信託法 保険法 海商法 金融商品取引法 グローバル企業法 ワイン法 リスク管理と制度設計 現代金融法論 刑事法演習 刑事法特講 経済刑法 刑事政策 犯罪学 法医学 1・2 企業会計 1・2
第6群 4単位		法哲学 1・2 西洋法制史 1・2	法思想史 1・2 法社会学 1・2 日本法制史 1・2 近代日本法思想史 比較公法史 私法史概説 比較刑事司法史 宗教法 1・2 英米法 1-1・1-2 英米法 2-1・2-2 EU法 ドイツ法 1・2 フランス法 1・2 中国法
第7群	基礎演習 1・2 現代日本の法と政治	2年次演習 1・2 フィールドワーク（持続可能な開発および環境保全）	演習I 演習II 卒業論文 演習・卒業論文（3年・4年） 演習（3年次） 卒業論文（4年次） 外国語文献講読 1・2 法律学特講 1-1・1-2 法律学特講 2 法律学特講 3
第8群		法学部生のキャリアデザイン講座 キャリアデザイン特講	

	1年	2年	3年・4年
関連部門	災害ボランティアと 公共政策 1	現代政治理論 1 A・1 B 行政学 A・B 国際政治学 A・B 経済学概論 1・2 災害ボランティアと 公共政策 2	政治史 1 A・1 B 政治思想史 1 A・1 B 時事英語 A・B マスコミ論 A・B 広報メディア論 A・B 財政学 1・2 金融論 1・2 地方財政論 1・2 経営学原理 1・2 証券論 1・2 貿易論 1・2 経営戦略論 1・2 経営組織論 1・2 ヒューマン・リソース・マネジメント 1・2 地域社会論 産業社会学 A・B 犯罪社会学 コミュニケーション論 社会人類学 A・B 都市社会学 暴力の論理学 Business English A・B

教職関連科目(卒業要件外)			
	1年	2年	3年・4年
		世界経済論 1・2 日本史 A・B 世界史 A・B 地理学概論 1・2 自然地理学 1・2 地誌概説 1・2	政治思想史 2 A・2 B 政治史 2 A・2 B 国際関係史 A・B 哲学(専) 1・2 宗教学概論 1・2